

議案第 22 号

市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例の一部改正について

市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 9 月 7 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例の一部を改正する条例

第 1 条 市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例（平成 12 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 2 条第 23 項第 1 号」を「第 2 条第 20 項第 1 号」に改め、同条第 2 号中「同条第 23 項第 2 号」を「同条第 20 項第 2 号」に改める。

第 2 条 市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 2 条第 20 項第 1 号」を「第 2 条第 24 項第 1 号」に改め、同条第 2 号中「同条第 20 項第 2 号」を「同条第 24 項第 2 号」に改め、同条第 5 号中「第 115 条第 1 項」を「第 129 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条の規定 公布の日

(2) 第 2 条の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 26 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

理 由

産業競争力強化法の改正に伴い、引用条文の整備を行う必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。